

## 宰府鑄物師平井氏と京都真継家

鑄物師とは、鉄や銅などの金属を溶かし、鑄型に流し込むことで、鍋や釜、梵鐘などの製品を作る職人のことです。市内の銚ノ浦遺跡からは13世紀後半から14世紀前半にかけての梵鐘や湯鍋などを作ったと推定される遺構が発見されており、大宰府における鑄物師の活動の一端がうかがえます。

平井氏は大宰府在住の鑄物師で、九州惣官地頭職を持つ東氏の系譜を引く家とされ、鑄物師関係の古文書を今に伝えています。中でも注目されるのは、戦国時代の京都の公家真継家との関わりを示す一連の文書です。

真継久直は、全国の鑄物師

組織を再編しようと各地の戦国大名の許を訪れました。真継家文書天文12（1543）年3月16日付後奈良天皇綸旨案は諸国の釜屋公事などについて再興することを命じるという内容ですが、実はこれは久直が偽作した偽文書で、これを根拠として各地の戦国大名に領国内の鑄物師から公事役（年貢）の徴収を求めました。大内氏の場合、天文18年3月18日、領国



の安芸・周防・長門・石見・筑前・豊前の各国守護代に久直の催促に従い国内の鑄物師に公事役を勤めるよう命じた奉行人奉書の案文（写し）が真継家文書にあり、これに対応する筑前守護代杉興運の裏花押（効力を保障するため、写しの裏に記されたサイン）を持つ案文が平井家文書に残っています。

こうして、真継家は大内氏領国内において鑄物師公事役の徴収権を得ることに成功しました。真継家文書に残る年貢催促状によると、東（平井氏）藤右衛門安秀は年間1貫200文を真継家に支払っていたようです。また、久直が「前々の筋目の旨に任せて」名字と紋を平井氏に与えた文書が平井家文書に残って

いますが、この紋は菊の紋章であったことが近江の鑄物師の文書（野々宮神社文書）から明らかにされています。こうした真継家との関係は断続的に江戸時代まで続いたようで、寛永年間（1624―44）、享保15（1730）年に、平井氏は京都真継家の要求に従い、鑄物師関係文書のリストや写しを送っています。

大宰府市公文書館 朱雀 信城